

岩手県告示第246号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項又は第6項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関が事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

令和3年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
特定非営利活動法人ラ・シャリテ	青森県青森市第二問屋町三丁目3番31号	訪問介護ステーションユニゾン	一関市上日照8番17号 コーポ銀河B	平成30年11月1日

2 介護予防訪問介護

介護予防事業者		介護予防事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
特定非営利活動法人ラ・シャリテ	青森県青森市第二問屋町三丁目3番31号	訪問介護ステーションユニゾン	一関市上日照8番17号 コーポ銀河B	平成30年11月1日

3 介護予防・日常生活支援

介護予防・日常生活支援事業者		介護予防・日常生活支援事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
特定非営利活動法人ラ・シャリテ	青森県青森市第二問屋町三丁目3番31号	訪問介護ステーションユニゾン	一関市上日照8番17号 コーポ銀河B	平成30年11月1日